

第六章

「協同組合労働」の理論と展望

I 「協同組合労働」の社会的性質

これまで、世界的にも、わが国においても、協同組合の発展を前提として、さまざまな「協同組合」⁽¹⁾論が提出されてきた。それらの理論的達成は、大いに評価され、また学ばれなければならぬ。同時に、ここで注目したいことは、前述のように協同組合の発展は、それらを構成する組合員の数が量的に増大していることであるとともに、それらに雇用される——より正確にいえば、協同組合を自主的に管理し、そこで賃金を得ている——「協同組合労働者」の数が量的に増大すること、社会的労働のなかでの彼らの労働すなわち「協同組合労働」の比重と質が高まり、その意義が大きくなりつつあることを意味する（念のためにいえば、「協同組合労働」のにない手のうちには、資本家的管理者に変質していないかぎりでの役職者、ならびに自主的に無償または少額の有償で管理と組織化の労働をおこなう協同組合員もふくまれるが、本書では、「協同組合労働者」については、原則として「協同組合労働」をおこない、協同組合で生活をささえている労働者という意味で理解している）。

この「協同組合労働」の現状とその問題点、展望については、本書の以上の章で概観してきたところである。もちろんそれらは、わが国の独占資本主義の大海上にあり、多くの疎外・歪みをまぬかれていないが、それらを捨象すれば、きわめて大きな意義をもつことが否定できない。

1 「協同組合労働」の本質

では、「協同組合労働」⁽²⁾とは、どのような労働なのであらうか。

協同的労働としての「協同組合労働」

本来、人間労働と人間社会は、協同的であり、そのかぎりですべての労働は「協同的労働」であるらしいことがわかる。マルクスは、「自由な協同組合的な労働」(free and co-operative labour)を「自發的な手、いそいそとした精神、喜びにみちた心で勤勞したがう連合せる労働(associated labour)」として特徴づけているが、本来、疎外される労働は、そのような特徴をもつものである。「協同組合労働」は、こののような意味での「協同的労働」であるが、それは、前資本主義的共同体における「共同的労働」とは区別される。ところは、「協同組合労働」は、資本主義的生産の成果としての生産諸力の発展、とくにその一契機としての「協業」(Kooperation)を前提とする労働であり、その意味での「共同的労働」(gemeinschaftliche Arbeit)、「直接的に社会化された労働」⁽³⁾だからである。しかも、この「共同的労働」は、「共同体的精神」なし「共同的
精神」(der gemeinschaftliche Geist)を物質化して、なんらかの大工業を前提とし、かつそのこ

かたとしたところができる⁽⁵⁾。けだし、協業と大工業といふ物質的基礎が形成されずには、「共同的精神」とそれにもとづく民主主義的規律、ならびに個人の全面的発展とそれにもとづく自由な労働者主体の技術的・組織的・管理的能力が形成されないであろうからである。協同組合と「協同組合労働」が、大工業を社会革命の出発点として理解したロバート・オーハン⁽⁶⁾の指導によつて、はじめて現実の運動になつたとされるやうである。

「共同体的労働」としての「協同組合労働」

ついで、「協同組合労働」は、消費生活協同組合における労働であれ、生産協同組合におけるそれであれ、また文化的協同組合のそれであれ、いすれも、地域の「共同体」(Gemeinschaft)、「自治体」(Commune)とお呼びついた労働、すなわち地域住民の自主的・自治的労働そのもの、ないしそれと連繋せる労働であつて、多かれ少なかれ、地域社会の公的な共同業務、公務労働につながる労働である。「協同組合労働」は、そのような意味での「共同体的労働」(gemeinschaftliche Arbeit)であるとするところがである。

自由で平等な労働者の「連合」における労働としての「協同組合労働」

「協同」は、原始「共同体」にはじまるすべての前資本主義的「共同体」に普遍的な人間活動のあり方であるが、「協同組合」は、共同体の崩壊、市民社会と近代的な自立せる個人の成立を

前提として、商品生産社会・資本主義社会における貧困、疎外を克服するために、これらの自立せる個人が自覚的に形成する「組合」(Union)なし「連合」(Association)であつて、「協同」と「協同組合」は明確に区別される。同様に、「協同思想」と「協同組合思想」も歴史的・思想史的に区別される。⁽⁸⁾「協同組合」はたんなる「協同思想」にもとづくのではなく、ロッヂテール原則に象徴される「協同組合思想」、すなわち協同組合民主主義の原則にもとづく諸個人の「連合」である。

それは、「資本の経済」「所有の経済」に対抗する「労働の経済」⁽⁹⁾の組織である。また、それは資本主義的生産様式にもとづく対立の一——「消極的止揚」の経済組織としての株式企業に対抗する——「積極的止揚」⁽¹⁰⁾の経済組織である。このようなものとして、協同組合は、「資本の経済」に包摂され、それとたえず闘争せざるをえない経済組織である。また、そのような闘争をつけなければ、「資本の経済」のあらゆる欠陥を再生産せざるをえない経済組織である。⁽¹¹⁾

「協同組合労働」は、このようない意味での「連合」における労働である。

2 「協同組合労働」と資本主義の矛盾

経済的民主主義のための労働としての「協同組合労働」

前述の「資本の経済」は「需要・供給の法則の盲目的支配」として特徴づけられるが、これに

たいして「労働の経済」は「社会的洞察・予見による社会的生産の管理」として特徴づけられる。協同組合労働は、このような「労働の経済」のない手である労働である。そのような「労働の経済」が徹底的に実現されるということは、労働者が労働と経営の場所において主人公になり、労働と生産の遂行について自主的に決定できる「労働の権利」⁽¹²⁾を行使できるようになること、またそのような能力を發揮できることにほかならない。この点で、協同組合労働は、労働の権利と経済的民主主義を実現する労働なのであり、またそのかぎりで経済的民主主義の実現を阻止する経済的・政治的專制主義とたたかい、政治的民主主義を要求し、志向しないわけにはゆかない労働である。

「労働の転換」をめぐる労働ひととの「協同組合労働」

同じく、前述のように、協同組合労働は「協業」(Kooperation)を前提し、それなしには存続できない労働である。だが、「協業」は、労働の疎外の根源である分業、より正確には「労働の分割」(Teilung der Arbeit)ならびにそこから由来する疎外の諸現象の克服なしには、発展することができない。したがって、協同組合労働は、「労働の分割」を克服するたえざる努力を不可欠とするのであって、「労働の分割」を主張する「労働の転換」(Wechsel der Arbeit)のために闘争せねばならない。「労働の転換」、したがってそのための総合技術教育、生産と教育の結合のための闘争も「協同組合労働」の不可欠の一契機をなすものである。

賃労働を止揚する労働としての「協同組合労働」

協同組合労働は、賃労働の対立概念であり、それにとってかわる自由で自主的で人間的な労働であるが、資本主義のもとでは、「賃労働」という形態でおこなわれることがさけられない。協同組合労働は、商業労働、事務労働、金融労働、サービス労働、生産的労働などとしておこなわれるが、一般に価値法則にしたがって、また価値法則という疎外のもとでおこなわれる。そのかぎりで、資本主義のもとでの協同組合労働も疎外からまぬがれなし、それと闘争せざるをえない。

しかし、協同組合労働は、「賃労働」の形態でおこなわれるとはいえ、自主的な雇用組織としての協同組合との関係では、原理的にみて、剩余価値法則によって搾取され、不払い労働をおこなわされているということはできない。というのは、協同組合労働者は、みずからの労働力を資本あるいは資本の機能を代行する国家、その他の機関と交換しているのではなく、協同組合と交換するのであり、剩余労働の成果の処理について発言し、それを共同占有できるからである。

とはいって、協同組合労働者の労働力の価値は、労働力市場に規定されるし、その労働条件も社会全体の労資の力関係、階級闘争によって規定される。というのは、資本主義社会の大海上のなかでは、それらの社会的諸条件からはなれた賃金、労働条件によつては、協同組合 자체が存続できなくなるからである。また協同組合が、銀行資本の融資をうけ、その利子を支払わざるをえない場合、協同組合労働者の剩余労働は、利子のかたちでそれらに搾取される。さらに、独占資本主

義、國家獨占資本主義のもとで、協同組合労働者もまた獨占物価、その他によつて収奪される。したがつて、協同組合労働は、その労働の本来の可能性の発現のためにも、資本主義、獨占資本主義、國家獨占資本主義、その国家と闘争せざるをえない労働である。

社会的な教育労働・文化労働・組織的労働としての「協同組合労働」

前述のような協同組合労働を実現するためにも、協同組合労働とそのにない手は、「資本の経済」とそれによつてもたらされる経済的・政治的専制主義、それらに由来するすべての疎外と闘争せざるをえないし、そのことについて協同組合員、労働者階級、地域住民を教育し、また彼らを協同組合と民主主義の方向へ組織しないわけにはゆかない。また、このような活動は、文化をつうじて説得的におこなうほかはない。この点で、社会的な教育労働、文化労働（芸術的労働をふくむ）、組織的労働⁽¹⁴⁾という性格は、協同組合労働の不可欠の諸契機をなすものである。

II 「協同組合労働」と現代民主主義

協同組合労働と協同組合民主主義は、現代民主主義とその理論に、どのような課題を提起しているであろうか。

1 労働の民主主義、経済民主主義の一環として

第一に、かつて、わたくしは民主主義の諸制度、諸形態を断片的・羅列的に把握する「民主主義理論」の通説を批判し、それらを有機的な全体をなす体系的なシステムとして把握することを提倡し、それを「現代民主主義の制度の体系」(別図)として提案したことがある。この別図の説明については、別の拙著⁽¹⁵⁾を参照していただくとして、ここではそれを前提として補説するにとどめるほかはない。

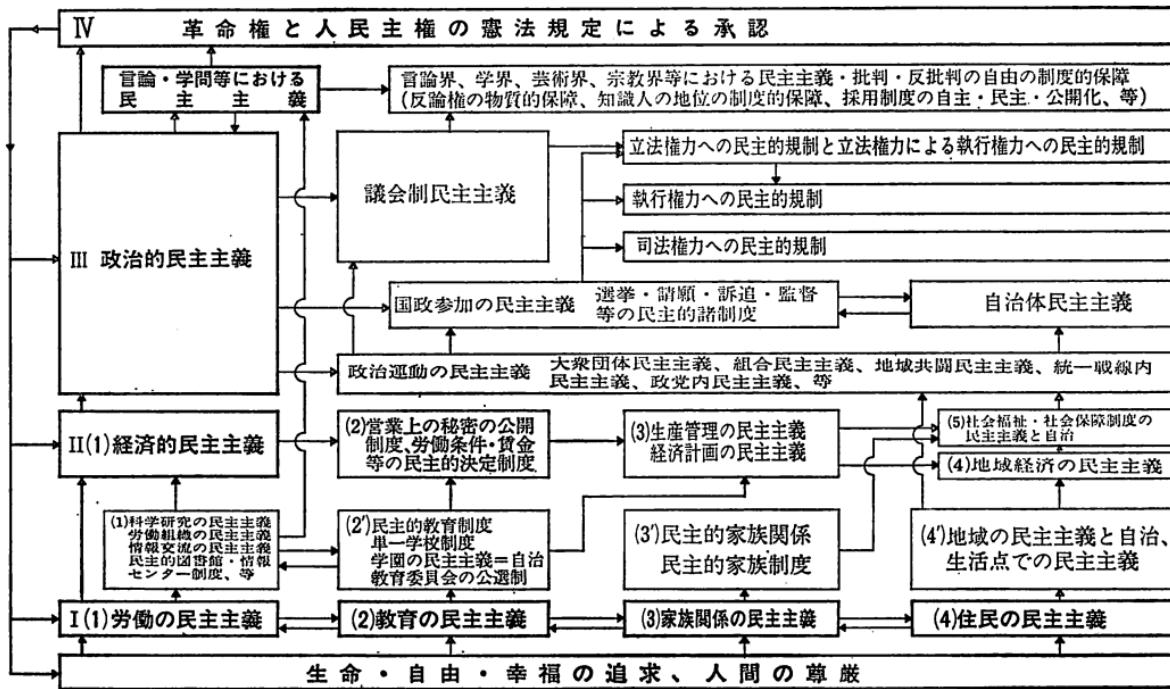
さて、私見によれば、生産協同組合は、別図のなかのⅠ(1)労働の民主主義(生産点・職場における民主主義)の重要な一環であるとともに、Ⅱ(1)経済的民主主義の一環でもある。生活協同組合(とくに地域生協)は、Ⅰ(4)住民の民主主義の一環であるとともに、Ⅱ(1)経済的民主主義の流通・消費過程ならびにⅡ(4)地域経済の民主主義の一環でもある。学校生協・大学生協は、Ⅰ(2)教育の民主主義のなかで、具体的には学園の自治・大学の自治のなかでの構成要素として位置づけられることがもとめられる。農協・漁協・森林組合については、現在のところ、流通・信用分野での協同組合としての性格がつよいが、本来は、生産協同組合としての性格をもつものであり、また将来、そのような性格をつよめざるをえないものであって、その点で、Ⅰ(1)労働の民主主義、Ⅱ(1)経済的民主主義の一環として位置づけられることができよう。

この点で、協同組合と協同組合労働は、生産点・生活点・地域とむすびついた民主主義として、わが国で確立されるべき「現代民主主義の制度の体系」の中で基礎的位置を占めるものであり、その重大性は正当に強調されなければならない。けだし、人民は、生産点・生活点において自主的に生産と生活を組織し管理できないかぎり、またそのような能力をもたないかぎり、上部構造をふくむ社会全体において民主主義を実現できるはずがないからである。

2 協同組合運動における組織の原則とは

第二に、現存する協同組合についていえば、前述のように、それらが独占資本主義の大海上のうちにあり、独占物価体系、資本主義的競争、借入金の利子率などによって、その正常な発展が制限されていること、それらによって協同組合のうちに資本主義の法則が浸透していること、その結果、協同組合民主主義が軽視され、歪められる傾向がはたらいていることは説明するまでもない。また、このことが、協同組合への組合員・非組合員大衆の組織的結集をさまたげていることも否定できない。

したがって、協同組合にとっては、みずからの中への資本主義と官僚主義の論理の浸透を克服するため、点検活動・批判と自己批判の活動・教育活動を組織することは死活の意義をもつものである。そのような資本主義と官僚主義の論理の浸透を克服するための運動と組織の原則とし



* ただし、ここでは国際関係における民主主義については捨てる。
 図は、拙著『現代の課題』I、II巻（背木書店、1978年）より再掲。

て、「中高年雇用・福祉事業団（労働者協同組合）全国協議会」がかかる「事業団七つの原則」が注目される（本書、第三章、参照）。

第三章で紹介している七原則は、自明のことのようにみえるかもしない。しかし、このような原則が厳格に、日常的に、実践されていたならば、たとえば鳥取県西部生協でおこった倒産のような事態はおこらなかつたであろう。

協同組合民主主義の原則をスローガンとして強調することはやさしい。問題はそれを基礎として実践すること、「組合員を主体とする」ことであつて、そのためには、班レベルからの定期的な点検の制度を確立することがもとめられる。このことは、民主主義の理論全体にとっても重要な課題である。

⑤ 管理・経営・実務能力の形成

第三に、協同組合民主主義の重要な特徴は、民主主義のその他の制度とくらべて、とくに管理・経営・実務の能力の形成なしにはなりたないことである。したがつて、協同組合は、管理・経営・実務の能力の学校でもあり、そのような能力をもつた人格を養成する組織でもあらざるをえない。前述のように、資本主義的企業は「労働の分割」をつよめ、「一面発達の人格」を形成するが、これとは反対に、協同組合は、その理念にしたがうかぎり、「労働の転換」を計画的に

すすめ、「全面的に発達せる人格」の形成にむかって努力しないわけにはゆかない。そして、おそらくこのことが協同組合における官僚主義発生の可能性、その基盤を克服するであろう。この意味で、協同組合労働は、人格の形成と発達の運動としても展開されなければならない。

4 「協同組合労働運動」の重要な役割

第四に、協同組合の民主的発展を保障する決定的な条件の一つとして、協同組合労働者の労働運動をいかに発展させるかという課題が提起される。また、そのためにも、前節で要約した「協同組合労働」の理論と「協同組合労働者」論のいっそうの発展がもとめられる。「協同組合労働」は、マルクスの「労働」概念の諸規定のうちでもっとも重要なものの一つであって、資本にたいする「労働の自由」⁽¹⁷⁾のための闘争のモデルになる労働であり、また未来社会における自由な労働を先どりしている労働である。

わが国における協同組合労働の実態と協同組合労働者の状態については、これまで、その疎外された貧困な現実があきらかにされてきたし⁽¹⁸⁾、本書もその最新の実態をあきらかにしている。それについての調査と研究をいっそう推進するとともに、疎外されざる「協同組合労働」として確立してゆくための闘争の見とおし、方法を研究することも、重要な理論的課題である。

⑤ 労働組合運動と「協同組合労働運動」の交流・連帶

第五に、すでに示唆したように、労働組合運動は、ある意味で、協同組合運動にならざるをえないという性格をもつものである。けだし、資本の御用組織のような組合は論外として、階級的・民主的な労働組合は、結局のところ、賃金制度の廢止、疎外されざる自由で自主的な労働の実現をめざなさいわけにはゆかないが、このことは、資本家ないし資本家の経営者が退陣するごと、労働者が生産を自主的に管理することをもとめるものだからである。そして、これこそ「協同組合労働」を実現することにほかならず、この点で、労働組合運動は、「協同組合労働運動」に転化せざるをえないことができる。マルクスが、前述のように、その「労働運動綱領」というべき重要な文書「個々の問題についての暫定中央評議会代議員への指示」（注（2）参照）で、わざわざ一項をもうけ「協同組合労働」を大きく位置づけたゆえんである。

この意味で、わが国で現におこなわれている「協同組合労働」（ただし、本書で研究されているように、現実には、協同組合民主主義の未成熟によつて多くの疎外をまぬかれていない）は、労働組合運動全体にとっても重要なモデルとして参考になりうるものであり、また労働組合運動には、協同組合労働運動（具体的には生協労連、農協労連、事業団などの運動）と連帶し、交流することが期待される。また、生活協同組合運動には、事業団の運動、他の労働組合の生産管理

闘争、文化協同組合の運動などと協同し、また、それらの問題点を研究することが期待される。これらのこととは、労働運動の理論にとつても、協同組合運動の理論にとつても、新しい課題と展望を提起するものである。

6 反独占民主主義

第六に、労働組合運動におけるこのような新しい側面は、株式会社との対抗関係において協同組合を位置づける前述のマルクスの規定につながる。資本と対決する労働者階級は、国家権力と闘争し、国家権力の獲得をめざしつつ、みずから経営をになう条件ができるときには、協同組合をつくらなければならず、協同組合労働をおこない、協同組合生産を成功させなければならぬ。このことは、反独占民主主義における協同組合運動と協同組合労働の位置づけにつながり、さらに未来社会への移行における協同組合の役割の復権につながるであろう。

7 民主主義の徹底的な実現をめざして

第七に、協同組合労働は、未来社会の徹底的な民主主義とどのように関係するのであろうか。ロシア革命をはじめとするこれまでの“社会主義”革命においては、労働者政党による国家権力

の獲得を前提として、生産手段の国家所有とそれにもどりく国営企業の創設が社会主義への移行の普遍的なモデルとみなされてきた。そして、未来社会への移行における協同組合と協同組合労働の意義については、むしろ低く位置づけられていた。

しかし、マルクスのパリ・コンミューンについての研究ならびにレーニンの協同組合についての一連の著作は、未来社会への移行における協同組合の役割について正当にも高く位置づけていないであろうか。ユーゴスラヴィアでの社会主義への移行については、なお困難な問題点が少なくてないとはいえる、少なくともソ連型の移行とはちがつたタイプがありうること、協同組合労働の比重がいちじるしく高い移行のモデルがあることをしめしていないであろうか。いや、ソ連においても、国営企業よりも協同組合企業をより高く評価する新しい動向がうまれていてはいるではないであろうか。

れども、マルクスは、未来社会を「自由な協同組合労働の巨大な、調和ある一體系」⁽²⁰⁾として特徴づけたことがある。また未来社会は、新しい共同体 (Gemeinschaft) の復活・再建の社会であるといわれているが、それはまたマルクスのいう「諸協同組合の連合体」ないし「諸協同組合の全体」⁽²¹⁾でもある。すなわち、未来社会は、新しい「協同組合の連合社会」 (co-operative societies, Genossenschaften) でもあり、「連合社会」 (Association) であるといふことである。「協同組合労働」が未来社会の労働を先導してくるといわれるゆえんである。

こうして、「協同組合労働」は反独占民主主義と未来社会への日本の展望において重要な役割をはたすものであり、協同組合労働の理論も、このような展望において、深められることがもとめられる。

最後に、——そして当面もっとも重要な課題であるが——、そのような協同組合労働の未来への可能性を閉ざさないためにも、協同組合運動と協同組合労働運動にとって緊急に必要な課題は、核戦争を阻止し、核兵器を廃絶させること、生命・生存・生活のための闘争、そのための政治闘争、国家権力との闘争を積極的・全面的に推進することにある。前述の「現代民主主義の制度の体系」によって示唆されているように、協同組合民主主義は、それだけで孤立しては存在しえず、民主主義のすべての制度体系の一環としてのみ存立でき、また発展でできる。協同組合民主主義と協同組合労働の発展のためにには、政治的民主主義、その他の民主主義が発展させられなければならず、また後者の発展は前者の発展をもとめる。

わが国の生活協同組合運動は、これまで反核・平和・生命・生存・生活のための闘争できわめて大きな役割をはたしてきた。その実践を理論化し、その教訓を他の協同組合運動、大衆運動にひろげ、深めることも、現代民主主義の重要な課題である。

(1) わが国の協同組合と協同組合運動の理論の近年の成果として、つぎのものがあげられよう。坂寄俊雄編『生活協同組合と現代社会』(一九七八年、法律文化社)、山田定市『地域農業と農民教育』(一九八〇年、日本経済評論社)、坂寄俊雄編『地域生活と生協運動』(一九八一年、法律文化社)、平井正文『住民本位のまちづくりと生協運動』(『季刊・生協労連』四〇号、一九八二年五月)、山田定市『現代生活協同組合論の課題』(『商品流通と生協経営』八三号、

一九八一年一月)、松原昭「生活協同組合の経済理論」(同、八四号、一九八二年二月)、山田定市「生活問題の現段階と協同組合」(北海道大学教育学部紀要)四二号、一九八三年三月)、松原昭「生協事業活動の本質と機能」(『生活協同組合研究』)一〇〇号、一九八四年四月)、山田定市「現代生活協同組合論の課題・再論」(同、一一七号、一九八五年九月)、同「生活問題と生活協同組合」(同、一二一号、一九八六年一月)、齊藤仁編「21世紀に生きる協同組合」(一九八六年、家の光協会)、野村秀和、他編「転換期の生活協同組合」(一九八六年、大月書店)などを参照。また、それらの系譜と問題点については、川口清史「生活協同組合理論の再構成」『生活協同組合研究』(一一〇一一二)、一一四号、一九八五年)、三、四、六月)参照。

(2) 「協同組合労働」概念は、「協同組合」論を展開するにあたり、もともと重要なキーワードであり、マルクスにおいても、そのような位置を占めている(マルクス「国際労働者協会創立宣言」ならびに「個々の問題についての暫定中央評議会代議員への指示」『全集』一六巻、大月書店、ならびにマルクス・エンゲルス『労働組合論』国民文庫所収)。しかし、この概念は、これまでの「協同組合」論において正當な位置づけがおこなわれてこなかつたようである。わが国では、管見する限り、山田定市「現代生活協同組合論の課題」(前掲)、芝田進午「協同組合運動と労働運動」(『生活協同組合研究』)一〇〇号、一九八四年四月)、田中秀樹「生協の経営構造と生協労働者」(同、一〇四号、一九八四年八月)、西村一郎「協同組合労働とはなにか」(同、一〇七号、一九八四年一月)、野村秀和、他編「転換期の生活協同組合」(前掲、七章)、黒川俊雄「地域コムニティイマヘータと労働者協同組合」(『仕事の発見』一九八六年冬号)など、比較的最近の文献があるといえます。

このような事情があるので、本章では、「協同組合労働」概念の理論的規定について、原理的に考察することにする。

- (3) 「労働の社会化」概念にもかかわり、「共同的労働」=「直接的に社会化された労働」=「結合労働」(kombinierte Arbeit)概念は、マルクスにおけるもっと重要な「労働」概念の一つである。マルクス『資本論』(第一卷、一〇四ページ、第三卷、一三一、一三二ページ、大月書店版)、『経済学批判要綱』(ドイツ語版、三七四ページ)参照。
- (4) マルクス『経済学批判要綱』前掲、四八〇ページ。

- (5) マルクス『資本論』第三巻、五六一ページ。協同組合の形成の技術的・組織的基礎は、大工業である。現代日本における協同組合の成立条件についても、大工業の原理が前提とされていることがつねに銘記されなければならない。そうでないと、協同組合の経営と運営は、容易に小市民的・無政府主義的空想におちいり、おそらくはやかれ、失敗するであろう。
- (6) 細迫朝夫「空想から科学への『協同思想』の発展」(坂寄俊雄編『生活協同組合と現代社会』前掲、所収)は、オーランのこの点での貢献をよく説明している。
- (7) 重森曉「地域と労働の経済理論」、一九八一年、青木書店、参照。
- (8) 武内哲夫・生田靖『協同組合の理論と歴史』(前掲)、ならびに『新版・協同組合事典』三〇一三一ページ、参照。
- (9) 「労働の経済」概念は、マルクス『国際労働者協会創立宣言』に由来する。その内容については、拙著『現代の課題』II巻(一九七八年、青木書店、第一部、II章)参照。
- (10) マルクス『資本論』第三巻、五六一ページ。
- (11) 前掲書、五六一ページ。
- (12) 「労働の権利」概念については、拙稿「労働運動と『労働の権利』」『労働法律旬報』一九八六年一月下旬号、参照。
- (13) 「労働の転換」「総合技術教育」「教育と生産的労働の結合」などの諸概念は、マルクスと科学的社会主义の理論のもつとも重要なキーワーズに属し、労働運動にとっても、協同組合運動にとっても、不可欠の課題を提起している。くわしくは拙著『人間性と人格の理論』(一九六一年、青木書店)、『現代の課題』II巻(前掲)参照。
- (14) 拙編著『教育労働の理論』(一九七五年)、『公務労働の理論』(一九七七年、序章ならびに第三部、I「社会教育労働」)、『芸術的労働の理論』(上巻、序章、一九八三年、ともに青木書店)、参照。
- (15) 「民主主義の理論」は、まだ科学になつたとはいがたいところがあり、その科学的展開は、なお追求されるべき課題である。筆者の試論として、拙著『現代の課題』I・II巻、『現代民主主義と社会主義』(一九八一年、青木書店)参照。

(16) 福武直「組合員は主人公か」『商品流通と生協経営』九八号、一九八四年一月。

(17) 抽著「現代の課題」II巻、I部、II章、参照。

(18) 生協労連編「生協労働者と今日の生協運動」(一九六九年、民衆社)、労農問題研究会編「農協労働者」(一九七六年、労農問題研究会)、鈴木文憲「農協労働者の状態と労働組合」(『労農のなま』一九八二年一月、一二月、一九八三年二月号)、同「農協労働者の状態と主体形成」(『経済科学通信』四〇号、一九八三年一月) 参照。

(19) 「朝日新聞」一九八六年六月二七日付。同紙の報道によれば、ア・ニコノフ・農業科学アカデミー総裁は、『コムニスト』誌に論文を発表し、農業の生産組織としてはコルホーツ(協同組合農場)のほうがソフホーツ(国営農場)よりもすぐれている点が多いとのべたという。

(20) マルクス「個々の問題についての暫定中央評議会代議員への指示」(前掲)。

(21) マルクス「フランスの内乱」『全集』第一七巻、三一九ページ。

(艺田進午)

あとがき

序章においてものべたように、本書の目的は、「協同組合」論ではなく、(一)それを前提にしつつも、協同組合で働き、その労働をなう人びと、すなわち「協同組合労働者」とその労働、すなわち「協同組合労働」の現状と意義を解明すること、(二)そのことをつうじて、協同組合運動、協同組合労働運動、さらにわが国の民主主義運動全般、とくに経済的民主主義の運動と労働運動ならびに地域の住民運動の発展に、いささかなりとも寄与することにある。

これらの目的がどれほど実現されたかについては、読者各位の御批判をおおぐほかはないが、このような視点からの包括的な研究書は、わが国では、おそらくはじめての試みではないかと思われる所以で、それだけに多くの欠陥をまぬかれていないであろう。本書が、とくに協同組合運動の関係者ならびに協同組合に就職しようとする方がたの御検討の対象になり、その運動の発展にささやかながら寄与できるとするならば、また御批判によって、よりよい研究が出現する機縁になりうるならば、著者たちにとっての望外の喜びである。

わたくしが、本書の主題について、問題を提起したのは、二六年前のことであり、また著者の一人である西村一郎と共同研究をはじめたのは、七年前のことであった。その後、他の著者も共同研究に参加してくださり、ここにようやく、その成果を公にできるはこびとなつた。この機会

をかりて、共同研究に参加された方がたへの謝意を表明することを許していただきたい。

一九八七年四月

芝田 進午